



10月21日(日曜日)は「新潟県知事選挙の投票日」です！

■投票所入場券は10月4日(木)以後速やかにハガキでお届けします

ハガキは見開きになっていきますので、必ず開いて中を確認してください。

1枚に6人分まで印刷されています。届かないときはご連絡ください。

投票の際は、それぞれの分を切り取って投票所にお持ちください。

■投票時間は午前7時からです

投票所と投票時間は、投票所入場券に記載してあります。市内のすべての投票所で投票終了時刻の繰り上げを行なっています。

お確かめの上、お出かけください。投票所の場所は、佐渡市のホームページからご確認ください。

URL <http://www.city.sadonigata.jp/>

■投票できる方は次の人です

平成4年10月22日以前に生まれた人で、平成24年7月3日までに佐渡市に住民登録され、選挙当日まで引き続き市内に居住し、佐渡市の選挙人名簿に登録されている人です。

平成24年9月19日以降に市内転居の届出をした人は、転居前の住所地の投票所で投票します。

※最近、県内で住所を移した人の投票方法は・・・

①平成24年7月4日以後に、県内の他

市町村から佐渡市に転入届をした人

市町村長が発行する「引き続き県内に住所を有する証明書」を持参して、前の住所地の投票所で投票できます。

(県内の住所移転は1回に限る。)

②平成24年7月4日以後に、佐渡市から県内の他市町村へ転入届をした人

市町村長が発行する「引き続き県内に住所を有する証明書」を持参して、佐渡市のもとの投票所で投票できます。(県内の住所移転は1回に限る。)

■投票日に投票所へ行けない人は期日前投票ができます

投票日に次のいずれかに該当すると見込まれる人です。

①仕事や冠婚葬祭などの用務がある人

②旅行、レジャー、買い物など何らかの用で投票区域外にいる人

③治療、出産などのため、歩行や外出が困難になると予測される人

※市外に滞在している人(商用、出稼ぎのため市外に滞在している人など)は滞在先の市区町村選挙管理委員会に不在者投票ができます。詳しくは選挙へお問い合わせください。

■期日前投票所は本庁、支所、行政サービスセンターに設けてあります

投票所入場券をお持ちください。

市内のいずれの期日前投票所でも投票

票できますが、本庁と支所および行政サービスセンターでは投票の終了時間が異なりますので、ご注意ください。

◎開設期間

本庁：10月5日(金)～10月20日(土)

支所：10月15日(月)～10月20日(土)

行政サービスセンターは支所と同じ期間です。

◎投票時間
本庁：午前8時30分～午後8時
支所：午前8時30分～午後6時

行政サービスセンターは支所と同じ時間です。

※今回の選挙から、支所および行政サービスセンターの期日前投票所の期間と時間の変更となっておりますので、ご注意ください。

■県が指定した病院や施設で不在者投票ができます

県が指定した病院や特別養護老人ホーム、老人保健施設、身体障害者療護施設などに入院、入園している人は、その病院や施設で不在者投票ができます。詳しいことは、病院や施設にお問い合わせください。

■身体に重度の障がいがある人は郵便で不在者投票ができます

次のいずれかに該当する人です。利用には、事前の手続きが必要です。お

用には、事前の手続きが必要です。お

早めに選挙へお問い合わせください。

①身体障害者手帳または戦傷病者手帳に記載された障がいの程度が一定の基準に該当する人

②介護保険の被保険者証に要介護状態区分が「要介護5」と記載されている人

※①②の人で、上肢あるいは視覚の障がいの程度が一定の範囲に該当する人は、代理記載制度を利用することができます。

■開票は1か所で即日開票です

10月21日(日)午後9時から佐渡スポーツハウス体育館(吉岡1675番地)で行います。

■選挙公報をご覧ください

候補者の略歴や政見を記載した選挙公報は、10月11日(木)に選挙から発送し、嘱託員等を通じてお届けします。

このほか、市役所および支所、行政サービスセンターにも備え付けますので、ご利用ください。

■両津地区・相川地区・佐和田地区にある一部の投票所が変わります

該当する地区の人は、9月25日発送の回覧文書で確認ください。

◆選挙管理委員会事務局

☎63-3111